

湯前町地域おこし協力隊募集要項（会計年度任用職員）

湯前（ゆのまえ）町は熊本県の南部に位置し、九州山地等の山々に囲まれ、日本三大急流の球磨（くま）川が流れる自然豊かな、人口およそ4千人の小さな町です。

町出身の政治風刺漫画家故 那須良輔氏の偉業を保存・展示する館として開館された湯前まんが美術館（那須良輔記念館）では、人気作品の原画展やアニメなどの特別企画展を定期的に行っています。全国的には、「那須良輔風刺漫画大賞」や「ゆのまえ漫画フェスタ」、町内の小中学校でも、熊本市内の大学と連携した「まんが授業」を行うなど、国内でも早い時期からまんがを核としたまちづくりに取り組んでいます。

また、山あいには全国でも珍しい「潮湯」の湧き出る温泉宿泊施設「ゆのまえ温泉湯楽里（ゆらり）」もあります。湯楽里に隣接する広大な敷地の「ゆのまえグリーンパレス」には自然に囲まれたキャンプ場が完備されており、ゴーカートやパターゴルフ、草スキーができる芝生広場などもあるため、大人も子どもも楽しめるレジャー施設となっています。

さらに、建物や仏像をはじめ、多くの歴史や文化が残っており、平成27年度には、その歴史と文化の物語が日本遺産群として文化庁に認定をされています。

このように豊富な観光資源が多くありながらも、まだまだ全国的に知名度が低く、効果的なPRができていないのが現状です。

この度湯前町では、町内にある観光資源の魅力を広く伝えていただける「観光案内人」として、あらゆる媒体を駆使したPRをしていただける地域おこし協力隊を募集します。

1. 募集職種

湯前町地域おこし協力隊

2. 雇用形態

会計年度任用職員

3. 募集人数、活動内容等

湯前町の観光振興に関する活動（1名）

終着駅である湯前駅周辺の賑わい創出及び各種広報媒体を活用した地域情報発信活動を行っていただきます。

（活動内容）

① HP・SNS等を活用した情報発信活動
町総合情報サイト「ゆのまえかじり」の運営、湯前町公式Instagramでの情報発信
② 町観光施設と連携した地域振興
町内の温泉施設や観光施設、飲食店等と連携して行う、商品開発やイベントの企画運営
③ 地域情報や町内イベント等の取材及び広報に係る活動
町内外で行われるお祭り・イベント等で市町村PRブースの出展や写真撮影

4. 任用期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日

※最長3年まで延長することができます。

※任用期間は原則上記の期間となりますが、着任時期等のご相談に応じること可能です。

5. 勤務地

湯前町役場及び湯前町観光物産協会「湯〜とぴあ」

湯前町役場：熊本県球磨郡湯前町1989番地1

(<https://www.town.yunomae.lg.jp/>)

湯前町観光物産協会「湯〜とぴあ」：熊本県球磨郡湯前町1822番地4

(<https://yunomaenet.com/>)

6. 募集対象（募集条件）

(1)年齢	応募日現在で概ね20歳～40歳の方
(2)性別	問いません
(3)住所	現在、三大都市圏(※1)又は都市地域(※2)等（過疎地域等条件不利地域指定の市町村以外(※3)）に居住し任用後に、住民票を湯前町に異動し移住できる方。
(4)必要資格	普通自動車運転免許
(5)スキル	パソコン（Word、Excel など）の一般的な操作

※1）三大都市圏とは、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、岐阜県、愛知県、三重県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県をいう。

※2）都市地域とは、「過疎、山村、離島、半島等の地域」（条件不利地域）に該当しない市町村をいう。

※3）過疎地域等条件不利地域指定の市町村とは、過疎地域自立促進特別措置法、山村振興法、離島振興法、半島振興法、奄美群島振興開発特別措置法、小笠原諸島振興開発特別措置法、沖縄振興特別措置法の各法により指定された地域を有する市町村をいう。詳細は、総務省「地域おこし協力隊」のホームページに掲載されている「特交付税措置に係る地域要件確認表」をご覧ください。

※地方公務員法第16条により、次のいずれかに該当する方は申し込みできません。

○禁固刑以上の刑に処せられ、その執行が終わるまで、又はその執行を受けることがなくなるまでの方。

○湯前町職員として懲戒免職の処分を受け、処分から2年を経過しない方。

○日本国憲法の施行の日以後、日本国憲法又は、その下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した方。

★こんな方を歓迎しています

- 日頃から写真撮影や、SNS 等の活用を行っており、観光施設の風景や、イベントの様子等の撮影を積極的に行っていただける方。
- 集落になじむ意思があり、地域の活動やイベントに積極的に参加する等、住民とともに地域活性化に取り組む意欲のある方。

7. 待遇・福利厚生

勤務日	原則平日（月～金）
勤務日数	原則 8:30～16:30（うち昼食休憩 1 時間）※変動あり ※1 週間の勤務時間を 35 時間を上限 ※勤務時間超過分は、規定により別途支給
月給	最大 225,716 円 （共済掛金、社会保険料自己負担分を含む）
賞与	年 2 回（6 月、12 月）
保険関係	市町村職員共済、社会保険、雇用保険、市町村非常勤職員公務災害補償条例を適用
住居	町が住宅を探しますが、契約は個人名義となります。（家賃補助あり） ※実家の場合は例外です。 ※光熱費、生活必需品等は自己負担となります。

8. 応募の手続き

○募集期間

令和8年2月18日（水）～ 令和8年3月31日（火）

○提出書類

- ・湯前町地域おこし協力隊応募用紙
- ・住民票の写し
- ・運転免許証の写し

なお、応募用紙等はお返ししません。

※応募用紙に必要事項を記載のうえ、湯前町役場企画観光課地域振興係まで、郵送もしくは持参して下さい。なお、応募用紙等はお返ししません。

※応募用紙は、町HPよりダウンロードしていただくか、役場までお問合せください。

9. 応募・問い合わせ先

〒868-0621

熊本県球磨郡湯前町1989番地1

湯前町役場 企画観光課 地域振興係

電話：0966-43-4129

FAX：0966-43-3013

E-mail：kikakushinkou@yunomae.kumamoto.jp

10. 選考方法

書類審査及び面接による選考を行います。

① 書類審査

書類審査のうえ、結果を速やかに文書で通知します。

② 面接選考

面接による審査を行います。詳細は個別に調整します。

選考結果（最終）は、面接後1週間を目途に文書で通知します。

※面接選考は基本対面での面接としますが、状況によっては、オンラインでの面接に変えさせていただきます。